



令和3年2月9日

厳冬の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第39回審議会についてお知らせいたします。



第39回土地区画整理審議会は、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令中であり、感染拡大防止を図るため、駅北口事務所会議室で行う会議形式での開催を見合わせ、書面開催となります。

そのため、審議会の傍聴についても中止となりますので、ご了承ください。

第39回土地区画整理審議会（書面開催）

1. 日程 令和3年2月19日（金）
2. 議題
 - （1）令和2年度工事の進捗状況について（説明）
 - （2）使用収益開始について（報告）

※審議会の議事内容につきましては、次号区画整理だより（第80号）及び市ホームページにてご報告させていただく予定です。

建築行為等の制限について

～事前に相談をお願いします～

土地区画整理事業施行地区内では、土地区画整理法第76条により建築行為等の制限がされており、建築物の新築や増改築、ブロック塀など工作物の新設、駐車場の新設等については、和光市長の許可が必要となります。

また、法76条の許可を要しない軽易な建築物の修繕やリフォームなどをお考えの方は、建物の移転時期などにご留意ください。

これらの建築行為などを検討している場合には、下記事務所までご相談いただきますようお願いいたします。



◎ご相談・お問合せ先

「和光市駅北口土地区画整理事業事務所」

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp